

○駐在所等に勤務する警察官の家族に対する報償金の支給に関する訓令

(岩手県警察本部訓令第3号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

駐在所等に勤務する警察官の家族に対する報償金の支給に関する訓令を次のように定める。

平成26年3月18日

駐在所等に勤務する警察官の家族等に対する報償金の支給に関する訓令（昭和57年岩手県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、駐在所等に勤務する警察官の家族に対する報償金（以下「報償金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 駐在所等 駐在所及び勤務する警察官の勤務形態が駐在所と同様にある交番をいう。
- （2） 併設住宅 駐在所等に勤務する警察官の居住の用に供する住宅で、当該駐在所等に併設されているもの又は当該駐在所等の敷地内に設置されているものをいう。
- （3） 家族 警察官が居住する併設住宅に同居する当該警察官の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は18歳以上の配偶者以外の親族のうち、当該駐在所等を所轄する署長が直接的かつ継続的に当該警察官の職務に協力している者と認めたものをいう。

（報償金の支給対象等）

第3条 報償金は、駐在所等に勤務する警察官の家族に対して、当該警察官の職務に係る協力の謝礼として支給する。この場合において、当該警察官の職務に協力する日が当該月の2分の1に相当する日数（1日未満の日数は、切り捨てるものとする。）に満たない場合は、支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する報償金の月額は、71,000円とする。

（家族の認定等）

第4条 家族の認定は、1駐在所等について1人を超えないものとする。

2 署長は、駐在所等に勤務する警察官が駐在所等に勤務しないこととなる時又は家族が直接的かつ継続的に当該警察官の職務に協力しないものと認めるときは、前項の認定を取り消すものとする。

3 署長は、第1項の認定及び前項の規定による取消しを行ったときは、これを明らかにしておくものとする。

（支給の方法）

第5条 署長は、駐在所等に勤務する警察官の職務に係る家族の協力状況について確認の上、当該月の分の報償金を翌月20日までに支給するものとする。

（補則）

第6条 この訓令に定めるもののほか、報償金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。